

《居宅介護支援事業所》

「医療法人藤仁会 工藤医院」重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 医療法人 藤仁会
- (2) 法人所在地 青森県上北郡七戸町字道ノ上63番地の4
- (3) 電話番号 0176-68-2666
- (4) 代表者氏名 理事長 工藤 要一
- (5) 設立年月日 平成2年6月11日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所・事業所番号0212511497号
※当事業所は工藤医院に併設されております。
- (2) 事業所の目的 在宅福祉に関する総合的な相談に応じ、個々のニーズに適切な各種保健・医療・福祉サービスが受けられるように関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整の便宜を供与し、地域の要介護者及びこれらの家族の在宅における生活福祉の向上を図ることを目的とする。
- (3) 事業所の名称 工藤医院
- (4) 事業所の所在地 青森県上北郡七戸町字道ノ上63番地の4
- (5) 電話番号 0176-68-2666
- (6) 管理者氏名 工藤 裕康
- (7) 事業所の運営方針 在宅介護に関するトータル的なケアマネージメントに努める。
- (8) 開設年月日 平成11年10月26日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 七戸町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※ただし、12/31・1/1を除く
受付時間	24時間対応
サービス提供時間	8:30～17:30

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	指 定 基 準
1. 管理者	1名	1名
2. 介護支援専門員	3名	3名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問し、ご契約者の心身の状況や置かれている環境等を把握した上で居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス・福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効果的に提供されるように配慮し居宅サービス計画を作成します。

また、ご契約者及びその家族の希望に応じて自らの選択に基づき、提供される指定居宅サービス等が不当に偏ることのないよう公正中立な居宅介護支援を行います。

② 居宅サービス計画作成の便宜の供与

- ・ ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、居宅介護支援費（厚生労働大臣が定める基準）全額をいったんお支払いください。

(2) 交通費

- ・ 事業実施地域内にお住まいの方へのサービス提供は無料です。
- ・ 実施地域以外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

また、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

※ 実費費用	実施地域境界から片道10km未満	400円
	実施地域境界から片道10km以上	600円

(3) 利用料金のお支払いの方法

前項(1)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、国民健康保険団体連合会へ請求します。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用料金の全額をいったんお支払いいただくこととなり、翌月10日までにお支払いください。

前項(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払いください。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

① ご契約者の都合でサービスを終了する場合

文書等でお申し出くださればいつでも解約できます。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等ややむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了約1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご契約者が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当と認定された場合。
- ・ ご契約者が亡くなられた場合

④ その他

ご契約やご家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書等で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. 守秘義務について

- (1) 事業者、サービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。利用を終了し

た後も継続されます。

(2) 事業者は、利用者の医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の状況を提供できるものとします。

(3) 事業所は利用者の円滑な援助を行う為に必要性がある場合には、利用者に関する情報を提供できるものとします。

なお、その際にはあらかじめ利用者又はその家族等の同意を得るものとします。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合には、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・ご家族・介護支援専門員等へ連絡をいたします。

9. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、お客様に対して当事業所の居宅支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は東京海上日動火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。)

10. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所における相談・苦情の窓口

担当者 : 熊澤加奈子

電話 : 0176-68-2666

FAX : 0176-68-3192

受付時間 : 8:30分～17:30分

また、苦情受付ボックスを玄関前に設置しています。

(2) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

七戸町 保健センター 介護福祉課	所在地 電話番号 受付時間	青森県上北郡七戸町字森ノ上359-5 0176-68-3500 8:30分～17:00分
青森県 国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	青森県青森市新町2丁目4-1 県共同ビル3階 017-723-1336 8:30分～17:00分

平成 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所
(説明者職名) 介護支援専門員

(氏 名) 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

なお、情報提供についても同意しました。

利用者 (住 所)

(氏 名) 印

私は、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

身元引受人 (住 所)

(氏 名) 印

(電話番号)

(続 柄)

緊急時の連絡先

主治医	氏 名	
	連絡先	
ご家族	氏 名	(続柄)
	連絡先	(電話)